慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	小池隆一著『準契約及事務管理の研究』
Sub Title	R. Koike : A Study on quasi-contracts and "negotiorum gestio"
Author	田中, 実(Tanaka, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.5 (1963. 5) ,p.86- 88
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630515-0086

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

小池隆一著『準契約及事務管理の研究』

一　民法、ことに債権法の研究にとって、各種の債権発生原因を比較究明することは、いうまでもなく最も基本的なテーマである。一般に、債権発生原因は、契約・事務管理・不当利得・不法行為の四種に区分されているが、これら四種のもののうち、従来、事務管理については、あまり学者の研究が行届いていないようである。そのような学界の現状の中で、事務管理をひろくかつ深く究明した本書は、まことに貴重な存在といわなければならない。

周知のように、本書は、もと昭和一〇年の刊行にかかるもので(その当時、緑色のクロース装で、清水書店から出版された)、それ以来、すでに四半世紀を経ているのであるが、今日においてもなお高い学術的価値を失わず、およそ事務管理の問題を研究しようとする学徒の、まず手にとるべき必読の文献のひとつであろう。戦争の頃より長らく絶版となり、最近は、古本市場においても、ほとんど見当ら

ない有様で、多くの民法学徒から嘆かれていたのであるが、ここにようやく再刊の運びとなつたことは、まつたく喜びにたえないところである。

ことに、筆者のように、学生時代、民法総則から相続法にいたるまで、民法のほとんど全分野を小池先生から教えていただいた者にとつて、いま、装いも新たに再刊された恩師の名著を手にすることができる喜びは、筆紙につくし難いものがある。

二　本書は、A5版、本文二九〇頁。主内容は、「準契約に関する研究」と題される第一部と、「事務管理の研究」と題される第二部とから成つているが、さらに「英法に於ける準契約法理序説」と題される近作の一論文が、いわば補遺として収録されている。

第一部「準契約に関する研究」の部分は、ローマ法から近代法にいたるまでの準契約の観念の考察を取扱い、けつきよく、準契約なる観念が事務管理および不当利得にかんする法理の発達にたいして大きな貢献をなしたことはみとめられるにせよ、現行法上は採用する価値がない、と結論される。

第二部「事務管理の研究」は、フランス・ドイツ両民法およびスイス債務法における事務管理の比較法的考察から、わが民法における事務管理の解釈的構成に及ぶもので、明らかに本書の中心的部分を成す。事務管理にかんする比較法ないし解釈論として、最も詳しい研究であるばかりでなく、とくに、その制度的根拠を社会連帯観念に求め、すすんで一般に管理者に報酬請求権をみとめ、いわゆる緊急事務管理の開始義務をみとめる等々の積極的理論づけは、きわめて異色あるものであり、本書旧版刊行当時、学界の注目を集めたことであつた。

さいごに、「英法に於ける準契約法理序説」という一論文は、主としてイギリスの学者ウインフィルドの所説を中心として、英法における準契約の観念を考察したもので、本書第一部を補充する目的をもつている。旧版刊行以来の四半世紀におよぶ長い歳月の流れを考えあわせてみると、それは、このテーマにたいする先生の御関心の深さをまざまざと示すものであり、われわれ後進学徒は、そこに、まさに学者の研究態度のあるべき姿を見るのである。

三　本書の内容そのものは、すでに学界のゲマイン・グートとなつていることでもあるし、また旧版刊行当時、我妻教授による書評なども公表されているので（法学協会雑誌五三巻一二号三〇頁以下）、いまさら筆者ごときが、あらためて詳しく紹介する必要もないであろう。ただ、本書における最も根本的な特色だけを、つぎに摘録しておこう。

(1)　従来わが学界にほとんど知られていなかつた準契約なる観念について、詳細な研究を試みられたこと。

(2)　事務管理制度の研究にあたり、フランス・ドイツ・スイスなどの諸外国法――とりわけフランス民法――の比較法的考察が豊かに織りこまれていること。

(3)　事務管理制度の社会的基礎として、いわゆる社会連帯の事実の存在を指摘されたこと。

(4)　私法上、事務管理制度に、きわめて高い評価をあたえ、そこ

から多くの積極的な理論づけを展開し、すすんで日本民法上の事務管理の規定は甚だ不備・不十分だと批判されたこと。

(5) 事務管理の解釈的構成について、客観主義的理論をとる立場により、たとえば、事務管理の成立要件としての「他人ノ為メニ」（民法六九七条）という主観的要件を、客観的他人の事務の場合にはまったく不必要なものと断定され、したがつて、いわゆる準事務管理のごときものも、純然たる事務管理にほかならない、と主張されたこと。

四　本書を読んで、筆者のまず印象づけられたものは、事務管理制度にたいする、小池先生の高い見識であつた。それは、条文の註解に終始するような、単なる論理操作的な研究たるにつきるものでなく、いつそう深く事務管理制度の社会的意義に遡り、現代社会におけるその制度的あり方にたいする根本的批判にまで及んでいる。そこに、安易な法解釈学者たることをもつてしては満足されえない小池先生の面目躍如たるものを見出すのは、けつして筆者だけではあるまい。

残念ながら、事務管理にかんする先生の御学説は、今日のわが民法学界において、通説的立場にあるものではなく、むしろ率直にいつて、同調者のすくない少数説の立場にあるのではあるが、それにもかかわらず、本書をひもとく者は、すべて先生の学者的良心と見識とに貫かれた研究態度に、襟を正さなければならないであろう。

要するに、本書は、研究の未だ周到でないこの領域にとつて貴重な貢献であるばかりでなく、とくに本書中に展開された果敢積極的な理論づけは、まことに滋味にあふれ、示唆に富むものとして、高く評価されるべきものであろう。一般に、西欧人は、アメリカ人などに比して親切だといわれているが、それは必然的に私法上の制度においても事務管理の重要視となつて現われているらしい（佐藤・「事務管理法の比較法的研究」法律時報三四巻二号二四頁以下参照）。日本社会を西欧諸国なみに発展させるためには、あるいは親切にたいする法的な価値づけ――すなわち事務管理制度――も再検討する必要があるのではなかろうか。この意味において、事務管理制度の意義を高くみとめようとされる小池先生の理論からは、学ぶべき多くのものが見出されるにちがいない。

新装なつた本書再刊のこの折に、学徒の一読をおすすめするしだいである。（慶應義塾大学法学研究会刊行　価一四〇〇円）

（田中　実）